

特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラス定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラスという。
(略称：NPO法人フリースクール十色&十色プラス)

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府長岡京市柴の里1-2-2寿々屋ビル1階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、学校へ長期にわたり行く事が困難な児童・生徒(以下不登校児・生という)に対して、学習する機会を設ける教育、学習支援業に関する事業を行い、不登校児・生が将来を考え、学校復帰や社会復帰、社会性を身に付け未来を生き抜いていく強い力を身に付けることに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① フリースクール事業
 - ② カウンセリング事業
 - ③ その他、目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつ

て本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会をすることができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6～8人
 - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、とする。

(選任等)

第12条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第14条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第15条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第18条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第19条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算

- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第45条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

（開催）

第22条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法による招集の請求があったとき。
- (3) 第13条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第25条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決することができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第27条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第25条、前条第2項、次条第1項第2号及び第46条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
- (3) 第 13 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があつたときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 34 条 理事会における議決事項は、第 32 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 35 条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 36 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 37 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 寄附金品

(3) 財産から生じる収益

(4) 事業に伴う収益

(5) その他の収益

(資産の管理)

第 38 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 39 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 40 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 41 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 42 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 43 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 44 条 この法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日に始まり翌年 9 月 30 日に終わる。

(臨機の措置)

第 45 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 46 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 47 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第49条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第51条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	野田 宣之
副理事長	野田 珠里
理事	乙幡 良治
同	稲田 綾乃
同	辻 光裕
同	齊藤 高宏
監事	岩鼻 こずえ

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第14条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2027年11月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第40条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、成立の日から2026年9月30日までとする。

(法第10条第1項関係)

役員名簿

特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラス

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	野田 宣之		無
副理事長	野田 珠里		無
理事	乙幡 良治		無
理事	稲田 綾乃		無
理事	辻 光裕		無
理事	齊藤 高宏		無
監事	岩鼻 こずえ		無

(法第10条第1項第5号関係)

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

学校に通いたくても心理的な事情から学校に通えない不登校児童や生徒が増加している状況であるにも関わらず、行政が運営している施設は希望する全ての生徒が入所出来ていない状況にある。その為、フリースクールはそのような子ども達を守る為、必要であると考えます。

しかし、フリースクールはその名の通りフリーな活動であるため全国にあるフリースクールの事業形態は様々であり、国や地方としての補助をするまでの信用を得ていないのが現状である。徐々に広がってきている事業であるが、現状は行政が補助した地域は国内で数件あるだけである。そのため、各家庭から結構な高額料金を取らざるを得ない現状である。それにより、年収の低い家庭や片親、生活に困窮している家庭はその料金が出せずに入会できない現状も全国に多くある。

現在、当フリースクールには、約 20 名の子どもが在籍しています。毎月の月謝を支払いながら少しでも子どもたちが前を向くように、と当スクールへ通わせてくれています。しかしながら、運営するにあたって十分な教育をするためには、スタッフの数、設備の充実、建物の維持など運営にかかる費用も多くかかります。

3年間という実績を何とか積んできましたが、事業としての成長を考えるとスタッフの人員増加、各機関への事業としての信用性・信頼性の UP、補助金・助成金へのアプローチが必要だと考え、法人格を有してさらなるステップアップをしたいと思っております。

2 申請に至るまでの経過

当フリースクールは個人事業として開校して3年経ち、長岡京市をはじめとし、京都市、向日市、大山崎町、の小中学校に在籍する児童・生徒が通っている。現在は、どの子どもにも出席認定が下りており、学習活動、体験活動などを通じ未来へ向かう力を育てています。

この事業の将来を考えていくと、公教育機関と民間が手を携え、子どもを健やかに健康に育てる環境をつくり、乙訓地域、京都府、全国という流れで広がれば良い、と考えています。学校現場の教師が遠慮なくこちらに連絡して同じ子どもを違った角度から教育する。委員会が「〇〇さんの件よろしく」、「こちらからもそちらに行くと言ってます」など協力しあえる環境を当たり前にして、全ての義務教育9年間において教育を受ける権利を保障できる環境にしたいと考えています。

令和7年 12月 21日

特定非営利活動法人 フリースクール十色&十色プラス
設立代表者 氏名 野田 宣之

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から 令和 8 年 9 月 30 日まで

特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラス

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、ホームページの変更・更新準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① フリース クール事業	・生涯教育活動 教科、道徳、総合、 思考力向上活動、 コミュニケーション能力 向上活動など	(A) 毎回 (B) 当施設 (C) 3 人	(D) 在籍児 童・生徒・ 保護者 (E) 参加者 不特定多数	987
	・社会体験活動 ボランティア、体験活動	(A) 年 6 回 (B) 地域 (C) 5 人		60
	・自然体験活動 課外活動	(A) 年 10 回 (B) 周辺施設 (C) 5 人		100
	・調理体験	(A) 年 6 回 (B) 当施設 (C) 4 人		200
	・芸術活動 ものづくり、絵画など	(A) 年 2 回 (B) 周辺施設 (C) 5 人		300
	・スポーツ体験	(A) 年 3 回 (B) 他団体、企業 (C) 6 人		200
	・各関係機関との連携 情報交換、交流、企画	(A) 月 1 回 (B) 在籍学校 (C) 1 名		5
② カウンセ リング事業	・保護者カウンセリング ・児童・生徒カウンセリ ング	(A) 予約時 (B) 当施設 (C) 1 人	(D) 在籍児 童・生徒・ 保護者、一 般相談者 (E) 予約数	5

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係)

令和 8 年度の事業計画書

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 9 月 30 日まで

特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラス

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・前事業年度に発足させたホームページの変更・更新準備委員会については、更新結果を通常総会に付議できるよう議論を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位：千 円)
① フリース クール事業	・生涯教育活動 教科、道徳、総合、 思考力向上活動、 コミュニケーション能力 向上活動など	(A) 毎回 (B) 当施設 (C) 3 人	(D) 在籍児 童・生徒・ 保護者 (E) 参加者 不特定多数	987
	・社会体験活動 ボランティア、体験活動	(A) 年 6 回 (B) 地域 (C) 5 人		60
	・自然体験活動 課外活動	(A) 年 10 回 (B) 周辺施設 (C) 5 人		100
	・調理体験	(A) 年 6 回 (B) 当施設 (C) 4 人		200
	・芸術活動 ものづくり、絵画など	(A) 年 2 回 (B) 周辺施設 (C) 5 人		300
	・スポーツ体験	(A) 年 3 回 (B) 他団体、企業 (C) 6 人		200
	・各関係機関との連携 情報交換、交流、企画	(A) 月 1 回 (B) 在籍学校 (C) 1 名		5
② カウンセ リング事業	・保護者カウンセリング ・児童・生徒カウンセリ ング	(A) 予約時 (B) 当施設 (C) 1 人	(D) 在籍児 童・生徒・ 保護者、一 般相談者 (E) 予約数	5

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和8年9月30日まで

特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラス

(単位：円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	0	
賛助会員受取会費	0	
		0
2 受取寄付金		
受取寄付金	0	
		0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	2,000,000	
		2,000,000
4 事業収益		
フリースクール事業	2,400,000	
カウンセリング事業	10,000	
		2,410,000
5 その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
		0
経常収益計		4,410,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	960,000	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	60,000	
人件費計	1,020,000	
(2) その他経費		
会議費	12,000	
旅費交通費	120,000	
減価償却費	345,000	
支払利息	360,000	
その他経費計	837,000	
事業費計		1,857,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	360,000	
給料手当	1,800,000	
法定福利費		
退職給付費用		
福利厚生費	120,000	
人件費計	2,280,000	
(2) その他経費		
会議費	24,000	
旅費交通費	10,000	
減価償却費	0	
支払利息	0	
その他経費計	34,000	

管理費計	2,314,000	
經常費用計		4,171,000
当期經常增減額		
III 經常外收益		
1. 固定資産売却益	0	
.....		
經常外收益計		0
IV 經常外費用		
1. 過年度損益修正損	0	
.....		
經常外費用計		0
当期正味財産増減額		0
設立時正味財産額		0
次期繰越正味財産額		239,000

令和8年度活動予算書

令和8年10月1日から令和9年9月30日まで

特定非営利活動法人フリースクール十色&十色プラス

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0		
		0	
2 受取寄付金			
受取寄付金	0		
		0	
3 受取助成金等			
受取民間助成金	2,000,000		
		2,000,000	
4 事業収益			
フリースクール事業	2,400,000		
カウンセリング事業	10,000		
		2,410,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0		
		0	
経常収益計			4,410,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	960,000		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	60,000		
人件費計	1,020,000		
(2) その他経費			
会議費	12,000		
旅費交通費	120,000		
減価償却費	345,000		
支払利息	360,000		
その他経費計	837,000		
事業費計		1,857,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	360,000		
給料手当	1,800,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費	120,000		
人件費計	2,280,000		
(2) その他経費			
会議費	24,000		
旅費交通費	10,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	34,000		

管理費計		2,314,000	
經常費用計			4,171,000
当期經常增減額			
III 經常外收益			
1. 固定資產売却益		0	
.....			
經常外收益計			0
IV 經常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
.....			
經常外費用計			0
当期正味財産增減額			0
前期繰越正味財産額			239,000
次期繰越正味財産額			478,000